

連結納税制度をめぐる若干の論点（Ⅲ）

—法人税制の変容を中心として 増井良啓 ◆東京大学法学部助教授

本稿は、連結納税制度をめぐる若干の論点について、変容する法人税制との関係に力点をおきつつ、序説的な検討を加えるものである。今回は、企業組織の再編と連結納税制度との関係について、2つの視点から整理する。

目 次

- 一 はじめに
- 二 法人税制の変容（以上91号）
- 三 國際的側面（92号）
- 四 企業再編（本号）
 - 1 企業再編と連結納税制度
 - 2 2つの視点
 - 3 投資修正
 - 4 メンバーの変動
 - 5 まとめ

■企業再編

1—企業再編と連結納税制度

前々回述べたように、いま、企業組織が急速に再編されつつある⁽¹²³⁾。そもそも、連結納税制度の導入論が現実味を帯びてきたのは、ここ数年の企業再編成の動きに対応している⁽¹²⁴⁾。連結納税制度について検討する場合には、このような企業再編の動きに着目することが、不可欠である⁽¹²⁵⁾。

そこで以下では、企業再編と連結納税制度との関係について、次の点を論ずる。まず、手法と設計という2つの視点を区別する(2)。そのうえで、後者の視点にたち、連結納税制度を設計する上で、投資修正に関するルールを導入すべきか否か(3)、メンバー法人の変動にどう対応す

べきか(4)、簡単に検討する。

なお、この領域については、論すべき点が特に多い。ここでは、思い切って枝葉を省き、法人税制の最も基本的な部分のみに着目する。企業再編の国際的側面と連結納税制度との関係についても、言及しない⁽¹²⁶⁾。

2—2つの視点

（1）手法と設計

企業再編と連結納税制度との関係を論ずるさいには、ふたつの視点を区別することが適当である。ひとつは、企業再編のさまざまな手法を考える上で、連結納税制度をどのように利用できるか、という視点である。いまひとつは、連結納税制度を設計するにあたり、企業再編の動きにどう対応するか、という視点である。この両者は、相互に密接に関係するものの、ふたつの異なる視点である。

（2）視点その1・企業再編の手法の一部

としての連結納税制度

前者の視点は、企業再編のスキームを組む上で、連結納税制度をどう利用するか、ということにかかる。この視点は、取引を具体化するさいに、必須のものとなろう。連結納税制度が何らかの形で導入されたならば、事業再構築の手段を考える上で、プランニングの選択肢が大きく増加するからである。

たとえば、次のような例が考えられる⁽¹²⁷⁾。

●持株会社形態への移行。ある経営者が、各事業部門の独立性を高めるために、純粹持株会社の下に子会社をぶらさげる形態をとってはどうか、と考えている⁽¹²⁸⁾。このとき、連結納税制度を利用し、グループ内で黒字と赤字を通算できれば、持株会社形態への移行が容易になる。

●株式取得による企業買収。ある会社が、別の会社の買収をもくろんでいる。企業買収には、合併や営業譲渡、株式取得といったさまざまなやり方がある⁽¹²⁹⁾。ターゲット会社の株式を取得して子会社化するやり方は、連結納税制度が導入されると、より有力な選択肢になる。すなわち、まず、株式交換の手法でターゲット会社を子会社化する。そして、連結納税制度を適用し、親子会社の損益を通算する。買収後に損益通算ができると、株式取得による買収がより円滑に進む。

●資産の切り離し。ある会社が、多くの事業を抱え込んでいる。その中には、優良な事業もある。しかし、会社本体の成績が芳しくないので、資本市場から相応の評価を受けていない。そこで、優良事業のみを本体から切り離して、子会社化する。そして、その子会社が独自に優先株や社債を発行し、より有利な条件で資金を調達する。いわゆる証券化⁽¹³⁰⁾である。このとき、連結納税制度を利用できるならば、やはり親子会社の損益を通算できる。

このように、企業組織を再編するにあたって、連結納税制度はさまざまに活用可能である。したがって、事業再構築のスキームを具体化していく中で、連結納税制度をどのように利用していくかが、租税専門家の工夫のしどころになる。ここに大きなビジネス・チャンスがあることは、いうまでもない⁽¹³¹⁾。

なお、この観点からは、連結納税制度とそれ以外のやり方とを比較することが、大切になる。

なぜなら、事業再構築の手段は複数ありうるのであり、連結納税制度はさまざまな手法の一要素にすぎないからである⁽¹³²⁾。

(3) 視点その2・連結納税制度の設計

における企業組織変動の取扱い

これに対し、後者の視点は、連結納税制度を設計するにあたり、企業再編の動きにどう対応するか、というものである。この点、動的に企業組織が変動することを予測して、十分にきめ細かなルールを設ける必要がある。

この視点が重要であることは、すでに、多くの人々の認識するところとなっている。ある論者は、米国の連結納税制度を研究する中で、この問題こそが複雑なルールを必要とする領域であると正当に指摘している⁽¹³³⁾。また、メンバーの加入や脱退をどう扱うかが連結納税制度の重要な論点であることについては、論者がほぼ一様に指摘するところである⁽¹³⁴⁾。その意味で、企業再編とのかかわりは、連結納税制度の設計にとって大きな山場になっている、といっても過言ではない。

この観点から特に基本的な論点は、投資修正とメンバーの変動である。以下、節を改めて順に検討する。

3—投資修正

(1) 投資修正とは何か

投資修正とは、子会社株式の帳簿価額にその子会社の所得または欠損金額を加減算する取扱いのことをいう。

いま、議論を簡単にするため、連結納税制度が適用される株式会社グループを想定し、親会社をP、子会社をSということにしよう。PがSの株式を取得すると、その株式に取得価額が付される（法人税法施行令119条）。この取得価額を基礎として、1単位あたりの帳簿価額が算出される（同119条の2以下）。

連結納税制度の下では、Sの損益は、Pの損益に合算して課税される。この合算は、現実に配当を行ったか否かを問わない。キャッシュの動きに関係なく、制度上、Sの損益をPに帰属させるのである。そこで、Pの保有するS株の帳簿価額について、次のように投資修正を行うことが考えられる。

例1 増額の投資修正

Pが第0年度末に100だけ出資し、Sの株式を取得する。投資にかかる当初の帳簿価額ないし基準価格(basis)は100である。第1年度末に、Sが30の課税所得を計上する。この30は、連結納税制度の下で、Pに合算され、課税に服する。ところが、現実のキャッシュ・フロー面からみると、Sの利益はすべて内部留保され、現実には配当として分配されなかった。このとき、Pは、投資修正を行う。すなわち、課税済の30を加算し、株式の税務上の帳簿価額を130まで増額する。これが、投資修正の最も基本的な形である。

このように帳簿価額を修正すると、後の課税関係が変わってくる。同じ例で、第2年度末に、Pが、S株式を150の対価で売却したとしよう。このとき、Pの譲渡利益額は、対価の額150から原価(帳簿価額)130を減じた20になる(法人税法61条の2第1項)。もしここで、投資修正を行っていなければ、対価150から当初の帳簿価額100を減じた50が、まるまる譲渡益として課税される。逆にいうと、帳簿価額を30だけ増額しておいたことによって、一度Pの手元に取り込まれて課税された金額については、株式譲渡時に再度課税されることが避けられる、という結果になる。

例1 増額の投資修正

	第0年度末	第1年度末
調整前帳簿価額	100	100
調整額	0	30
調整後帳簿価額	100	130

例2 減額の投資修正

上の例とは反対に、減額の調整を行う場合である。Pが第0年度末に100だけ出資し、Sの株式を取得する。第1年度末に、Sが30の欠損を計上し、この欠損は連結納税制度の下でPの課税所得と相殺された。税務上、Pは、連結課税所得を減らした30を減算し、株式の帳簿価額を70まで減額する。

その結果、次のようになる。第2年度末に、Pが、S株式を150の対価で売却したとしよう。このとき、Pの計上する株式譲渡益は、対価150から帳簿価額70を減じた80である。もしここで、投資修正を行っていなければ、対価150から当初の帳簿価額100を減じた50のみが譲渡益として課税されるはずであった。帳簿価額の修正によって、いったんPの手元に損失として取り込まれた30については、株式譲渡時に取り戻されて課税に服することになる。

例2 減額の投資修正

	第0年度末	第1年度末
調整前帳簿価額	100	100
調整額	0	△30
調整後帳簿価額	100	70

非常におおまかにいえば、以上が、投資修正の骨子である。

連結納税制度を設計するにあたって、このようなルールを導入するか否かは、企業組織の再編にとって大きな意味をもつ。たとえば、親会社Pが、子会社Sの株式を第三者に売却し、S社を企業グループから離脱させようと考えているとする。このとき、上述したように、投資修正のルールがあるかないかで、株式の譲渡にかかる課税関係が変わってくる。このように、投資修正は、メンバー法人の加入・離脱と多大な関わりをもつのである。

(2) 組合課税および通常の法人課税との比較

ところで、投資修正の発想は、組合課税のそ

れに似ている。組合課税については、組合の損益が出資者にパス・スルーして課税される。このとき、別の機会に論じたように、組合員の出資金勘定とその調整方法に関するルールが必要となる⁽¹³⁵⁾。

連結納税制度と組合課税とをどこまで類似したものとして考えるかは、連結納税制度の設計の仕方にかかっている。ひとつの見方としては、連結納税制度の下でも、組合課税と同様、子会社Sの損益がSの段階を通り抜け、親会社Pにパス・スルーしてしまうのだ、という考え方がありうる。こうとらえるならば、連結納税制度の下での株式帳簿価額の修正について、組合におけるものと同様のルールを持ち込む⁽¹³⁶⁾ことも、十分に筋の通った発想といえよう。

もっとも、これに対しては、別の見方もある。連結納税制度はあくまで法人を相手にしている。ゆえに、通常の法人課税との比較を行っておかなければ、均衡を失する、という考え方である。というのも、連結納税制度の適用のない普通の親子会社の場合、投資修正のような事態は起こらないからである。次の例で見てみよう。

例3——投資修正のない場合

いま、連結納税制度が存在しないものとする。親会社Pが、子会社Sの株式を100で取得する。Sが30の課税所得を稼得すると、Sの段階で、法人税がかかる。連結納税制度がないから、この30は、配当を行わない限り、Pの手元で課税されることはない。しかも、Sが課税所得をあげようが、法人税を納付しようが、PのS株取得価額には影響しない。つまり、投資修正は行わない。

このとき、親会社Pは、子会社Sの事業成果を、ふたつのやり方で享受する。

●配当。配当の形で、Sから直接にキャッシュを手に入れる。配当を受け取っても、S株の帳簿価額に変化はない。なお、受取配当は、

原則として益金に算入されない（法人税法23条）。

●キャピタル・ゲイン。株式にかかるキャピタル・ゲインを実現する。Pは、S株を第三者に売却し、キャッシュを入手する。契約日の年度において、譲渡益が課税される（法人税法61条の2第1項）。譲渡益の計算にあたり、帳簿価額が控除される。第三者は、購入の代価を新しい取得価額とする（法人税法施行令119条1項1号）。

例3からわかるように、連結納税制度の適用がない通常の法人課税では、投資修正は行わないのが、むしろ原則である⁽¹³⁷⁾。とすると、通常の法人課税ルールとの均衡からいえば、連結納税制度の設計にあたっても投資修正のルールを持ち込む必要はない、という発想も成り立つところである。

では、連結納税制度を設計するにあたり、組合課税のようなルールを採用すべきか。それとも、通常の法人課税のルールをそのまま適用すべきか。連結納税制度を適用する場合には、組合課税の場合と同様に、配当の形でキャッシュが動かなくても、Sの所得をPの手元に取り込んで課税する。その意味で、キャッシュ・フローと課税上の計算とに、食い違いが生ずる。このような食い違いを処理するためには、投資修正のルールを採用することが、原理的には望ましいはずである。

(3) 投資修正はそもそも必要か

もっとも、ことがらは、それほど単純ではない。

各国の連結納税制度を比較すると、投資修正を行うか否かについて、対応が分かれている。投資修正に関するルールを有しているのは、米国である⁽¹³⁸⁾。これに対して、フランス、オランダ、ドイツにおいては、同様のルールが置かれていないうことが報告されている⁽¹³⁹⁾。

日本における連結納税制度の検討において

も、投資修正については、意見が固まっていない。1996年の段階では、アメリカ型の連結納税制度を想定する場合には、子会社株式の投資修正は、連結所得の申告調整処理によることになる旨、指摘されていた⁽¹⁴⁰⁾。しかし、1999年末の答申で、税制調査会は、論点として投資修正をあげるにとどまった⁽¹⁴¹⁾。2000年4月の時点で、日本租税研究協会の研究会は、「投資修正については、今回、特段の検討を行っていない」としつつ、日本では「そのような規定は必要がないのではないか」という意見を紹介している⁽¹⁴²⁾。2000年7月の中期答申で、税制調査会は、「a 投資修正について、どう考えるか。b 子会社株式の譲渡損の取扱いについて、どう考えるか」と具体的な検討項目をあげている⁽¹⁴³⁾。

こうして、投資修正をめぐっては、そもそもそれが必要なのかという点自体が、問題とされているのである。

(4) 単一主体か個別主体か

どう考えるべきか。これは、結局のところ、次の2方向のうちいずれを選ぶか、ということに帰着する。

●グループを単一の主体として扱う方向。

これは、連結グループを単体の法人に近似させる考え方である。その系として、次の(あ)(い)が派生する。

企業再編への対応という視点からは、次のような考え方がありえよう。それは、(あ) 子会社の売却を阻害しないために投資修正を行うのだ、という考え方である。例1の数値例で、Sの課税所得30は、Pにとりこまれて課税された。このとき、Pの保有するS株帳簿価額を30だけ増額する。こうすることによって、S株を売却したときに、Pの譲渡益が30だけ少なくなる。逆に、この30について投資修正を行わないと、PSグループをまとめて観察した場合、Sが30を稼得した段階で1回、そして、PがS株を売却した段階でまた

1回、という具合に、2回の課税が行われてしまう。これを避けるために、投資修正を行うべきである、というわけである。

この考え方と対をなすものとして、(い) 2回損失を利用することを防止するために投資修正を行う必要がある、という考え方もありえよう。先の例2が、まさにその場合である。例2では、Sの欠損30につき株の帳簿価額を減額するからこそ、のちにPがS株を売却したときに、この30が譲渡益の形で取り戻される。この投資修正がなければ、PSグループをまとめて観察した場合、Sが30の欠損を計上した段階で1回、そして、PがS株を譲渡した段階でさらに1回、という具合に、2回の控除が可能になってしまう。このような控除の二重取りを防止するのが、投資修正である、ということになる。

(あ)と(い)には、共通の前提がある。いずれも、PSグループを単体の法人に近似させ、連結グループを一体のものととらえているのである。この前提にたつがゆえに、「2回の課税」ないし「2回の控除」が不当である、という判断を導き出している⁽¹⁴⁴⁾。

●メンバー法人を別個の主体として扱う方向。

これに対し、PとSとをあくまで別個の主体として扱うならば、Sの段階での法人課税と、Pの段階での株式譲渡益課税とが重複しても、なんら不当なことではない。通常の法人課税の原則を適用しているだけのことである。とくに、PがS株を譲渡し、親子会社の関係を解消する場合には、もはやPSを一つの単体として扱う必要はない、と弁ずることも可能であろう。

(5) 二段構えの議論が必要

上のどちらを選ぶかは、なかなか微妙な決定である。それゆえ、今の段階では、二段構えで議論を進めるべきものと考える。

まず、連結法人グループができるかぎり一個

の法人に近似させて扱うためには、投資修正を行うことが望ましい。投資修正について体系的な規定をおくことは、日本法において税務上の基準価額(basis)に関するルールを一般的に発展させる一助にもなるだろう。その意味で、投資修正のルールについて、具体化するすればどういう形がありうるか、検討を開始すべきであろう。

もっとも、その場合、ルール定立のための初期コストは、かなり大きくなることが避けられない。そこで、次善の選択肢として、投資修正なしで制度を出発させる、という考え方も同時に用意しておくべきである。その場合には、連結納税制度を適用するといつても、PとSはそもそも別法人なのだから、上のいわゆる「2回の課税」や「2回の控除」はしかたのないことだ、と割り切ることになる。

(6) 留意点・否認規定の複雑化

このような議論の考慮要素として、次の点が重要である。投資修正に伴い、複雑な否認規定が必要となるかもしれない。例示しよう⁽¹⁴⁵⁾。

例4—含み益を実現したあとに株式を譲渡する例

連結納税制度の下で、投資修正のルールが導入されたとする。Sはひとつの資産を有している。その時価は100、簿価は0である。PはS株を100で買う。ゆえに、S株の簿価は100である。次に、Sは資産を100で売却し、100の利得を認識する。この利得は、投資修正ルールによって、PのS株取得価額を200まで増額する($200 = 100 + 100$)。しかるのち、PはS株を100で売り、100の欠損を計上する($\triangle 100 = 100 - 200$)。

この場合、連結法人グループ全体の観点からすると、含み益に関する投資修正ルールは、適切に機能している。PはSに100を投資しており、PグループとしてはSへの投資から100だけ収益を得た。ゆえに、PSをあわせて単体の主体ととらえると、グループ全体では利得も損失もない。Sの資産譲渡益100は、PのS株譲渡

損100と相殺され、結局グループ全体ではゼロになっている。このように、PSを一体のものと観察する限り、何らおかしな結果ではない。

しかしながら、投資修正ルールを含み益に適用すると、Sの資産の含み益100に対して、法人段階の課税を免れる結果になってしまう。米国では、このような結果が、法人税制の一般ルール⁽¹⁴⁶⁾に矛盾するとされ、100の株式譲渡損の控除を否認する規定が置かれた。これが、いわゆるLDR(loss disallowance rule)である。

日本においても、例4の結果は、清算所得課税のしくみと整合しない。すると、投資修正ルールに加えて、株式譲渡損の控除を否認する規定を置くことが、検討対象になるだろう。この点につき、「日本の法人税制は、資産の出資や清算分配等について、米国のような簿価引継処理ではなく、時価基準による課税を原則としているから、子会社株式譲渡損否認規定(LDR)を必要とする環境が一般には存在しない」という指摘も存在する⁽¹⁴⁷⁾。だが、例4のような場合は、日本でも生じうる。ゆえに、少なくとも検討は行っておく必要があるものと思われる。

仮に日本においてLDR類似の株式譲渡損否認規定を置くとした場合、どの程度細かなルールを整備できるかは、立法者の能力にかかっている。大まかに「合理性を欠く場合は控除不可」といった規定を書くくらいなら誰にでもできるが、これだけでは取引を萎縮させることおびただしい。もし否認規定を置くのであれば、より細かく明確なルールを用意することが、予測可能性を確保するゆえんである。LDRについて詳細な規則をもつ米国においてすら、真の経済的損失についてまで過剰に控除を否認しているという批判がなされているところである⁽¹⁴⁸⁾。となると、規定の複雑化は避けられまい。

このように、投資修正ルールを導入すべきか否かを検討する際には、複雑な否認規定が必要となる可能性を考慮することが肝要であろう。

(7) 補論・法人セクターでの重複課税の排除

一言付言すると、この論点は、法人税制の根本に関係している。

現行法では、法人セクターにおける二重課税排除措置が、配当についてだけしか設けられていない。株式にかかるキャピタル・ゲインについては、子会社段階の課税と親会社段階の課税とが、重複するしくみになっている。逆に、子会社段階の欠損と、親会社段階の株の譲渡損は、二回カウントされる。もともとこのような制度になっているから、問題が複雑になるのである。

もし仮に株式の譲渡益・譲渡損を益金・損金から除外する方式を採用すれば、少なくとも問題の一部は解消するであろう⁽¹⁴⁹⁾。ただし、これは、法人税制の基本構造にかかわる論点である⁽¹⁵⁰⁾。

4—メンバーの変動

(1) メンバーの変動に対する連結納税制度の対応の基調

企業組織を再編すると、連結グループのメンバーに変動が生ずる。それゆえ、メンバーが交代する場合について、ルールを設けておかなければならぬ。

株式交換制度や会社分割制度が導入され、日本企業が組織再編を機動的に行うための環境が整備されつつある⁽¹⁵¹⁾。今後、大がかりな組織再編は、必ずしも稀なこととはいえなくなるであろう。

ここで重要なことは、メンバー法人の加入や離脱は、組織を再編し、より効率的な事業形態を模索する目的で行われることが多いことである。一般的にいえば、組織再編には正当な事業目的があることが多い。もちろん、その再編は、成功するかもしれないし、失敗するかもしれない⁽¹⁵²⁾。しかし、その判断は、市場における競争を生き残るかどうかによって、結果的に定まる。

法人税制は、良い再編か悪い再編かを判定する立場ではない。連結納税制度の設計において、メンバー法人の変動に対応する場合にも、この点を政策の基調とすべきであろう。対応を行うとすると、あくまで租税政策の観点から、濫用を未然に防止するための明確なルールを設けることを、主眼とすべきである。

(2) 会社自体の加入離脱と事業そのものの加入離脱

連結グループに対して新メンバーが加入したり、旧メンバーが離脱したりする形態には、きわめて多種多様なものがありうる⁽¹⁵³⁾。いま仮に、これを大まかに類型化するならば、2つのタイプに分かれる。

●会社自体が加入・離脱するもの。これは、連結親会社がターゲット会社の株式を取得する、というように、株式取得によるものである。その中にも、株式交換制度を用いるものや、現金によって株式を買収するものなどがある。

●会社から事業が切り分けられて加入・離脱するもの。メンバー法人自体に基礎的変更が加えられるものである。たとえば、合併によって旧会社の法人格が消滅するもの、営業譲渡によって事業のみを取得するものなど、いろいろな変種がありうる。

ここで、とくに後者の類型について、注意すべき点がある。それは、日本の現行法人税制が、税務上のさまざまな勘定の引き継ぎについて、きわめて形式的なルールをおくにとどまっていることである⁽¹⁵⁴⁾。

たとえば、繰越欠損金に関する規定は、法人がそのままで存続することを前提としているように読める（法人税法57条）。もちろん、このような規定の下でも、より実質的に事業の中身を審査し、解釈論によって欠損金控除の可能な範囲を操作する、ということも論理的には可能であった。しかし、日本の最高裁判所は、吸収合併の場合について、消滅法人の繰越欠損金は存

続法人に対して承継されることがないとした⁽¹⁵⁵⁾。

このようなルールは、比較法的には、必ずしも当然ではない。むしろ、各国では、課税繰延べが認められる組織再編成については、繰越欠損金についても、制限付きで新組織への承継を認めることが多い⁽¹⁵⁶⁾。たとえば米国法では、1939年法の下で、Libson Shops Doctrineとよばれる判例法理が登場し、事業単位での合併前純損失の承継の可能性が示唆された。そして、1954年法において、組織再編成にあたり諸勘定の承継を認める381条、および、欠損金について控除に制限を設ける382条が制定された。この382条は、1986年にさらに改正され、現在では、連結グループ全体を一個の主体とみて重複適用される重要な規定に育っている⁽¹⁵⁷⁾。

このような各国の状況と比較すると、日本の法状態は、それ自体として改善を要することが明らかである。会社分割や合併に関する税制改正の機会に、企業再編成にかかる諸勘定の引き継ぎについて、ルールの体系的整備⁽¹⁵⁸⁾を行うことが望ましい⁽¹⁵⁹⁾。これは、連結納税制度の導入以前の問題ともいえる⁽¹⁶⁰⁾。

もっとも、現実の税制改正の限られた時間の中でこの論点を取り上げができるか、予測しがたいものがある⁽¹⁶¹⁾。あるいは、諸勘定の引き継ぎに関する規定が整備されないまま、課題が先送りされるかもしれない。そうなると、連結納税制度の導入を議論するさいに、事業そのものが加入・離脱する類型については、あまり手掛かりのないまま、検討せざるをえない。

(3) 個別申告年度に関するルールのイメージ

上に述べたように、メンバーの変動には、さまざまな形態がありうる。ここでは、ある会社が新しく連結グループに加入する場合をみてみよう。

比較法的には、計算項目の通算に対して、一定の制限を設ける例が多い。米国では、加入・離脱に際して、個別申告制限年度（S R L Y,

Separate Return Limitation Year）ルールが置かれている⁽¹⁶²⁾。S R L Yルールは、1966年の連結規則の確定から1991年に至るまで、ほとんどすべての税務上の勘定に対して統一的に適用されてきた。これに対し、1991年の規則改正は、欠損金についてのみ修正を行った。その後、1998年9月の暫定規則により、S R L Yルールは、税額控除や国外損失金額の計算についても適用されるようになった⁽¹⁶³⁾。フランス⁽¹⁶⁴⁾や、オランダ⁽¹⁶⁵⁾でも、加入前欠損金を連結グループに持ち込む場合には、基本的に、当該会社の個別所得の範囲でのみ控除が認められる。なお、ドイツでは、機関関係に入る以前の子会社欠損は、親会社に通算できない⁽¹⁶⁶⁾。

日本における検討でも、とくに米国のS R L Yルールを参照しつつ、連結グループ加入の前後を区分するルールを導入すべきだ、という意見が有力である⁽¹⁶⁷⁾。そのイメージは、次のようなものである。

例5—赤字会社の連結グループへの加入⁽¹⁶⁸⁾

個人Aが親会社Pの全株式を所有している。第1年度に、Aは会社Tを設立し、Tは100の欠損金を計上して将来の年度に繰り越す。第2年度のはじめに、PはT株の全てを取得し、TはPグループのメンバーになる。第2年度に、Pグループは、300の連結課税所得を有する（連結欠損金控除を行う前の金額）。もしTの勘定項目だけを参照して算定したならば、連結課税所得は70であった。

ここで、Tの第1年度は、連結グループに加入する前であるから、S R L Yである。ゆえに、第1年度に発生した100の欠損金は、制限に服する。第2年度に繰り越すことのできる金額は、Tの勘定項目だけを参照した場合の連結課税所得、すなわち70となる。したがって、第2年度に連結課税所得から控除できる欠損金の額は、70である。

要するに、連結以前に生じた欠損金について

は、連結課税所得の計算上、全額控除を認めるのではなく、当該加入メンバーの寄与する金額の限度でのみ控除を認めるのである。このようなルールは、連結課税所得を正確に算定するために、日本でも導入すべきものといえよう。

(4) SRLYルールの性格に関する議論

ただし、次の点に注意が必要である。現在の米国法では、SRLYルールのみが加入・離脱の際の制限を行っているわけではない。むしろ、先述した内国歳入法典382条の制限規定が、より一般的な形で欠損会社の買い漁りに対処している。そのため、学説上は、SRLYルールは廃止してもよいのではないか、という議論さえなされている⁽¹⁶⁹⁾。

もっとも、現在の日本には、米国の382条に相当する規定はない。それゆえ、日本において連結納税制度を設計する場合には、まず、SRLYルールに類似したものを見出すべきであろう。

この点に関連して、SRLYルールの性格をどう位置づけるかにつき、一言する。SRLYルールについては、租税回避に対応するものと見る見方が有力である。たとえば、税制調査会は、「欠損法人の買い取りによる租税回避行為に対応するためにも」、制限が必要ではないか、としている⁽¹⁷⁰⁾。また、「租税回避行為を防止する観点から、連結グループ加入前の繰越欠損金について一定の控除制限規定を設けることは、止むを得ない」⁽¹⁷¹⁾という意見もある。これらの指摘が、SRLYルールが導入されることによって、結果的に濫用事例が減少することを指しているのだとすると、その限りでは正当と思われる。

しかしながら、SRLYルール自体は、必ずしも租税回避の否認規定の性格をもつとは限らない。むしろ、メンバー法人の加入・離脱に伴って、連結所得を正確に算定するための規定として設計することも十分に可能である。米国のある論者も、SRLYルールは、連結申告の取扱い

と個別申告の取扱いのバランスをどうとるかというものであるから、納税者に有利な勘定項目と不利な勘定項目の両方に対して一律に適用されねばならないべきだ、と述べている⁽¹⁷²⁾。

このように考えることの実益は、次の2つである。第1に、SRLYルールの導入にあたっては、繰越欠損金のみならず、連結項目とされるものを広く統一的にカバーすべきである。第2に、SRLYルールの設計にあたっては、必ずしも租税回避目的を要件にする必要はない。これらの点は、制度設計の基本にかかわる。

(5) 新たな租税回避否認規定は必要か

以上に関連して、さらに問題となるのは、連結納税制度に特有の租税回避否認規定を置くべきかどうかである。税制調査会も、「租税回避行為の問題」として、「連結グループへの加入・離脱や欠損金などを利用した租税回避行為の問題に対し、どのように対処するか」と論点を提示している⁽¹⁷³⁾。

この点、日本の法人税法には、同族会社の行為計算否認規定が置かれている（132条）。連結納税制度の持株要件はかなり高いものとして設計されるであろうから、連結グループの子会社は、ほぼ例外なく、同族会社に該当することになるだろう（法人税法2条10号）。そうだとすると、新しい否認規定を導入するまでもなく、すでにかなり一般的な否認規定が用意されていることになる。

むしろ問題は、同族会社の行為計算否認規定が、企業グループに対応するきめ細かさを欠いているところにある⁽¹⁷⁴⁾。たとえば、要件面では、「法人税の負担を不当に減少させる」という広範な文言では、連結納税制度の下で本来許されることと、「不当」とされることとの区別がつきにくい。効果面でも、更正や決定は個別の法人に対してばらばらになれる。対応的調整をはじめとする、親子会社の両方に首尾一貫した結果をもたらすための規定は置かれていません。要す

るに、規律の密度が粗いのである。

したがって、課題となるのは、より個別的な規定によって、濫用を未然に防ぐことであろう。企業再編の動きに対する租税政策のあるべき姿からいっても、正当な事業目的をもつ取引を萎縮させることは、避けなければならない。個別的かつ明確なルールを志向すべきであろう。

(6) 含み益のある資産を詰め込むことによるルールの潜脱

上に述べたことを敷衍するために、具体例をあげ、望ましいルールのあり方を示してみよう。

たとえば、先に述べたSRLYルールは、連結ベースの計算から個別法人の計算を分離するものである。それは、個別法人の計算自体を操作する企てに対抗するものではない。それゆえ、SRLYルールを設けた場合には、すぐさま、次のような潜脱が生ずることが予想される。そのからくりは、個別申告年度を有する会社に対して、含み益のある資産を詰め込み(stuffing)，含み益をその会社の段階で実現する、というものである⁽¹⁷⁵⁾。

例6—含み益のある資産を加入メンバーに詰め込む

数値例は、例5と同じである。第1年度の欠損金100は、SRLYの制限があるから、第2年度に70だけしか利用できない。そこで、含み益30を有する土地をTに出資しておいて、第2年度にTの所得として実現させる。これによって、Tの勘定項目だけを参照した場合の連結課税所得は、100になる。すると、第2年度に、欠損金100をそのまま控除することが可能になる。

この例では、含み益のある資産を詰め込むことによって、70の限度額自体が操作される。これは、SRLYルールを回避しているものとみることができる。

これを防止するやり方としては、たとえば、次のようなものがありうる。

●同族会社の行為計算否認規定の適用

現在の法人税法132条を前提としても、法人税の負

担が「不当に減少」しているのであれば、さまざまな処分が可能なように思われる。たとえば、出資時に含み益を実現させる、あるいは、Tの勘定項目だけを参照した場合の連結課税所得を計算しなおす、といったものである。もっとも、このやり方をとる場合、「不当に減少」しているかどうかをめぐって、何が許され何が許されない行為なのか、争いが生ずるであろう。また、処分においてどのような計算を行うかは、税務署長の認めるところによる。

●SRLYルールの精緻化による対処 含み益のある資産を投入し、後に実現した場合について、詰め込みに基因する利得を除外する規定を設ける。除外の対象とする詰め込みをどう定義するかにあたっては、Tがもともと保有していた資産の含み益と、SRLYルールを潜脱するために事後的に投入された資産の含み益とを区別することが必要となる。

るべき対応の筋道としては、より個別的な後者のやり方を志向すべきである。むろん、個別的なルールの定立作業には、労力がかかる。しかし、それは、制度の基礎固めになる。労を惜しむべきではあるまい。これに対し、行為計算否認規定の適用は、個別的なルールで対応できない場合にやむを得ず用いる伝家の宝刀と位置づけることが望ましい。そうしないと、萎縮効果による取引コストや、訴訟や不服申立などの紛争コストが増大してしまう。

ちなみに、この点、米国では、結合企業課税に関する多くのルールが立法上設けられており、それらが重層的に適用される⁽¹⁷⁶⁾。たとえば、内国歳入法典482条や269条といった規定が、所得の振替や欠損会社の買い取りに対応している。また前述した382条が、組織の基礎的変更の場合について、欠損金の控除を制限している。連結規則は、結合企業課税のさまざまなルールの一部にすぎないのである。日本法は、必ずしも

このような環境はない。今後継続的に、法形成を活性化する必要がある。

(7) 繰越欠損金の買い取りはどこが問題か

順序は前後するが、最後に、繰越欠損金を他の法人から買い取ることは、そもそも何が問題なのか、試論を提示しておきたい⁽¹⁷⁷⁾。

連結納税制度は、連結グループ内において、欠損金を共同利用することを許す。これに対して、個別申告を行う通常の法人は、その法人限りでしか欠損金を利用できない。このような差異を設ける以上、連結グループの中に、外部から欠損金を取り込もうとする動きが生ずるのは、当然である。水は低きに流れるものである。

それでは、これを制限するそもそも立法政策上の理由は、どういうものか。税収が減少する、という理由は、誰の目にも明らかである。しかしそれだけでは、十分には説得的でないし、理論的とはいえない。

ひとつのありうべき理由は、平準化の必要がない、というものである。欠損金が生じたのが個別申告年度においてであったとすると、それは、その法人が被ったものである。いま仮に、繰越を行う理由が、その法人の複数年度にわたる業績の変動を平準化することにあるものと考えてみよう。すると、そのような平準化が必要なのは、当該法人の事業から生ずる損益についてである。ある日突然に連結グループに加入了からといって、それ以前の欠損金を、当該法人の事業と無関係な連結課税所得とは、相殺する必要がない、ということになる。

これは、ひとつの説明である。もっとも、加入後の年度については、その法人の被った欠損金は、連結グループの他法人の利益と相殺することが許されている。親会社や兄弟会社の事業が、当該法人の事業と全く関連がないとしても、損益通算は可能である。とすると、なにゆえに、連結前の欠損金について、より広い人的範囲で平準化を行ってはいけないのか、疑問が残る⁽¹⁷⁸⁾。

いまひとつのありうべき理由は、現行法が、法人の課税所得を経済的な意味で正しく計測していない、というものである。いいかえれば、欠損金が計上されても、それは必ずしもマイナスの経済的所得をきちんと反映していない。たとえば、実現主義を原則としているから、資産に含み益や含み損がある場合、いつどれだけ含みを計上するかは、経営陣が操作できる。減価償却は、経済的減価償却ではなく、歴史的取得原価を基準として定率法などの人為的基準をあてはめている。本来利益の処分であるものを、過大報酬のような形で損金に算入しているかもしれない。執行の不足により、脱漏所得が存在する可能性も否定できない。このように、現実にあらわれてくる欠損金の金額は、真の経済的な意味における損失を、必ずしも正確にあらわしていない可能性がある。この中で、無制限に欠損金の買い取りを認めるならば、事業を行う上で必ずしも必要でなくとも、法人税が減るからというだけの理由で、無用な取引が行われることになりかねない。

おそらく、各国の税制が繰越欠損金の買い取りに対しておしなべて制限を設けてきた理由は、このような事情に求めることができるのでないか、と思われる。ただし、もしこの説明が正しいとしても、根本の対策は、課税所得の測定方法を改善することに向けられるべきであろう。買い取りの制限は、応急措置でしかない。また、経済的所得の測定に明らかに反するような優遇措置についてさえ、当該措置の対象となる法人のみに恩恵の範囲を制限する理由は、理論的には実は、それほど自明なことではない⁽¹⁷⁹⁾。

この問題は、私の年来の研究課題である。今後さらに、検討を続けていきたい⁽¹⁸⁰⁾。

5—まとめ

検討結果を約言する。

企業再編と連結納税制度との関係については、2つの視点を区別できる。ひとつは、企業再編の手法として連結納税制度をどう用いるかという視点である。いまひとつは、企業再編に対応するために連結納税制度をどう設計すべきかという視点である。

このうち、後者の視点からは、連結納税制度の設計にあたり、多くの論点が問題となる。このうち、投資修正ルールを導入すべきか否かは、連結グループをどこまで一体のものとして扱うかにかかっている。メンバー法人の変動に対応

するにあたっては、SRLYルールをはじめとして、できるだけ個別かつ明確な計算ルールを用意すべきである。

ただし、このような検討の基礎を成すべき日本法の足腰は、かなり弱体である⁽¹⁸¹⁾。投資持分の基準価額に関する現行法の規定は、株式の取得価額を中心として各所に散在するのみである。また、法人の有する税務上の諸勘定について、合併や営業譲渡、株式取得や会社分割を通じた統一的な引き継ぎ規定は、未だ整備されたことがなかった。連結納税制度の検討は、このような状況の下で、行わなければならない。できるところから、前向きに工夫を重ねることが大切である。

■注

(123) 経済企画庁編『平成11年版経済白書——経済再生への挑戦——』133頁(1999)によると、「近年M&Aの件数が急激に増加しており、リストラの手法として注目されている。特に外資系企業による企業買収や大企業の事業部門に買収など動きが多数みられている」という。リストラ圧力としては、(1)期待成長率が低下したこと、(2)含み益が底を尽きつつあること、(3)資本市場から企業の収益性が厳しく問われるようになったこと、(4)ベビーブーム世代が50歳前後に達し、年功序列的賃金制度の下で、待遇が困難になってきたこと、があげられる。とくに(3)については、株式持ち合いが低下する、あるいは、会計基準の変更により企業経営の効率化が図られる、といった現象を生んでいる。なお、大元慎二「平成11年度の合併等企業結合の動向——独占禁止法第4章関係届出等の動向・主要な企業結合事例——」商事法務1567号27頁(2000)は、「大型の事業再編の増加傾向に変化はないものの、企業間の部分的な提携が進展していることがうかがわれる」としている。

(124) 平成9年の独禁法改正により、純粹持株会社が解禁された。しかし、独禁法が改正されても、法人税法上子会社の欠損金を利用できなければ、多くの企業は純粹持株会社形態への移行を躊躇するのではないか。このような懸念から、連結納税制度の導入が改めて提言された。その状況については、増井・前掲注66・62頁。さらに商法上、平成9年に合併制度が簡易・合理化され、平成11年に株式交換・株式移転制度が創設され、平成12年には会社分割制度が導入された。このような中で、法人税制は、企業組織の再編に対応することを迫られた。連結納税制度の導入論は、これに続くものとして、法人組織税制の重要な一要素をなしている。本稿(I)・税研91号92頁、「法人組織税制」という用語については、金子・前掲注(4)・303頁。

(125) 産業界の意見も、企業組織の再編に対応して、連結納税制度の導入が必要であるとしている。たとえば、2000年6月20日の経団連「21世紀を展望した税制改革に向けて」は、「当面する税制改正の課題」として、次のように述べている。すなわち、「(1) 連結

納税制度の早期導入、1、企業組織再編のための法制整備を生かすには連結納税制度が必要。主要先進国では既にグループが一体で納税する何らかの仕組みを具備している。2、2001年度における会社分割制度導入とパッケージで、本格的な連結納税制度の導入を図る。」

(126) 本稿(I)・税研91号92頁および本稿(II)・税研92号95頁で述べたように、企業再編についても、国際的側面が重要になりつつある。

(127) 本文で述べたのは、教科書的な典型例である。外国の状況を見渡すと、連結納税制度を用いたタックス・プランニングの例は、無数に存在する。著名な例として、米国における「鏡取引(mirror transaction)」について、井上・前掲注73・237頁を参照。

(128) 増井・前掲注56・11頁。具体的な手法については、垂井・前掲注33・6頁。

(129) 神田秀樹「企業買収税制」商事法務1402号16頁(1995)。

(130) 中里・前掲注60・386頁。

(131) 緑川正博『Tax Free Reorganization 入門』73頁(2000)は「会計税務も企業再編に対応することが急務となっています」と述べている。

(132) 分社化にあたり連結納税制度と他のやり方とを比較する作業は、増井・前掲注61・47頁で行った。ここではさらに、トラッキング・ストック(tracking stock)との比較が可能であることを付言する。

肥大した企業グループが、事業の切り離しを行うには、いろいろなやり方がある。そのひとつのが、日本でも注目を浴びているのが、トラッキング・ストックである。トラッキング・ストックとは、親会社が発行する株式であって、子会社あるいは特定事業部門のキュッシュ・フローないし利益に対する請求権を表すもののことである。つまり、特定部門の業績に連動(track)するわけである。たとえば、GM社は、1984年にEDS社を買収する際、「E事業部門株式」を発行した。Eというような文字(letter)をつけて

いるところから、別名レター・ストックともいう。

いま、P社が、A事業部門とB事業部門を有していたとする。P社は、A部門を何らかの形で切り離したい。2つの方法を考える。(イ) 分社化。A事業部門を完全子会社Sに出資すると、SとPの損益を通算するためには、連結納税制度が必要である。S社は、優先株や社債を発行し、一般投資家から資金調達できる。(ロ) トランク・ストック。P社の内部にA・B両事業部門を残しつつ、A部門の利益に連動するトランク・ストックを発行する。AとBとは同じP社の内部にあるから、損益を通算できる。A部門について公開事業として情報開示が行われ、A事業に興味をもつ投資家を引きつける。A部門の担当重役に対し、A部門株をストック・オプションの対象にすれば、よりがんばって仕事をするだろう。このように、(ロ)は、証券デザインによって、A部門に資本市場の規律を及ぼそうとするものである。A・B両部門の間で損益通算を行うために、(イ)には連結納税制度が必要であり、(ロ)には必要ない。

株式市場を利用した事業切り離しの手法については、松古樹美「米国における企業グループの事業再構築（Ⅰ）——アセット・リストラクチャリングの展開——」商事法務148号22頁（1998）。なお、日本の商法上トランク・ストックを発行できるかどうかは、優先株式に関する規定の解釈にかかっている。この点、種類株式の内容の彈力化が、商法見直しの今後の論点とされていることに注意すべきである。

(133) 井上・前掲注73・206頁「連結申告規則が多くの関心を払っているのは、・・・連結期間中に継続的に発生する会計処理の問題よりも、むしろ連結開始時に存する各メンバーの繰越欠損の処理、連結時資産に内在する含み損益の処理、連結損益と子会社譲渡損益の調整、連結離脱をする子会社の課税など、連結納税の加入脱退によって発生する課税関係についてなのである。」

(134) たとえば、税制調査会・前掲注1は、「繰越欠損金等、投資修正、・・・加入・離脱の場合の課税関係の継続性」をあげている。日本租税研究協会連結納税制度実務研究会「『連結納税制度について』の検討内容（第一次の要約）」租税研究608号92頁（2000）は、メンバー法人の解散・合併をどう扱うか、連結グループ加入前の繰越欠損金や含み損をどう扱うか、加入・離脱の場合の課税関係の継続性をどう確保するか、といった論点をとりあげている。矢内一好・柳裕治『連結納税申告——わが国の導入に向けて——』5頁（1999）は、連結グループへの加入・脱退につき、法人段階と株主段階の課税が最も重要である旨指摘する。森信・前掲注2・税研90号44頁は、連結グループへの加入と連結グループからの離脱について、検討の必要性を指摘している。さらに参考、品川・前掲注2・46頁、租税法学会「シンポジウム租税法と企業法制」租税法研究25号101頁（松沢発言1997）。

(135) 増井良啓「組合損益の出資者への帰属」税務事例研究49号59頁（1999）。文献はそこにあげておいた。高橋祐介「民法上の組合の稼得した所得の課税に関する基礎的考察——課税時期、所得種類、帰属を中心にして」税法学543号55頁（2000）、109頁も、「組合持分に1つの帳簿価額をつける必要性、いわゆるアウトサイド・ベース概念の導入の必要性が真剣に論じられなければならない」と指摘する。

(136) 井上・前掲注73・226頁も、米国法の投資修正について、「連結申告規則における单一主体思考の強調は、多くの重要な点で歳入法K節の組合課税の方式に似てきている」と述べている。引用文にいう单一主体思考（single entity concept）とは、連結グループをひとつの法人と同じように扱おうという考え方のことである。対語が、個別主体概念（separate entity concept）である。ただし、これらの言葉は、論者によって異なる意味に使われることがある。用語の整理として、増井良啓「会社間取引と法人税法（4）」法学

協会雑誌108卷6号177頁注150（1991）。

(137)もちろん、例外はある。合併や減資について、法人税法61条の2第3項、第4項を参照。より一般的に、小林健男・竹下重人・吉牟田勲共著『会社設立からは更生までの手続と税務処理（5訂版）』173頁および80頁（1998）。

(138) 増井・前掲注136・982頁、井上久彌編著『連結納税制度の個別問題の研究』47頁（1993土井尚執筆）、井上・前掲注73・117頁。

(139) 井上・前掲注73・252頁。

(140) 井上・前掲注73・274頁。ただし、同・287頁では、投資修正を要しない案もあげている。なお、井上久彌編著『連結納税制度の研究』184頁（1992）の座談会では、投資修正やLDRが日本でどうしても必要かどうか、という問い合わせられている。

(141) 税制調査会・前掲注1。

(142) 日本租税研究協会連結納税制度実務研究会・前掲注134・97頁。また、矢内・柳・前掲注（134）・108頁。

(143) 税制調査会「わが国税制の現状と課題——21世紀に向けた国民の参加と選択——」第2二1（5）・参考1（ホ）（2000）。以下これを「税調中期答申」と略称する。

(144) この考え方を理論的につきつめていくと、Pの保有するS株式基準価額（outside basis）は、Sの保有資産の基準価額（inside basis）と一致させる、という方向に向かうであろう。Pは税務上、S株を保有しているというよりはむしろ、S資産を直接に保有していると構成するわけである。こうなると、Sを事業部門として抱えているのと、同じ扱いになる。ただし、投資修正ルールを有する米国法でも、ここまでは徹底していない。そのため、後述するように、子会社株式を譲渡する場合について、損失否認規定が設けられている。このRegulation 1.1502-20については、井上・前掲注73・126頁。

(145) Christian M. McBurney, The Consolidated Return Reg.'Loss Disallowance Rule---When Is It Vulnerable? 90 Journal of Taxation 20, at 2 ((1999)) の設例を借用した。

(146) 1986年にGeneral Utilities Doctrineが廃止され、含み益のある資産の分配について法人段階の課税が必要となった。この一般ルールによれば、100に対するSの段階での課税は、消去してはいけないということになる。General Utilities Doctrineについては、水野・前掲注36・199頁。

(147) 井上・前掲注73・274頁。

(148) McBurney, supra note 145, 20.

(149) たとえばオランダの持株特権は、配当のみならず株式の譲渡益と譲渡損を、支配会社の課税所得算定上、計算から除外している。増井良啓「オランダのモデル租税条約（上）」ジュリスト1098号124頁（1996）、Junani Kesti ed., European Tax Handbook 1998, 34 ((1998))。

(150) ドイツの2000年税制改革が、法人株主について、受取配当のみならず株式譲渡益も非課税にし、法人部門での課税の累積を防止したことについては、本稿（1）・税研91号91頁。

(151) 内間裕・佐藤朋子「日本におけるMBOの普及・活性化に向けて（上）」商事法務1537号20頁（1999）。

(152) 合併の失敗事例については、How Mergers Go Wrong, The Economist, July 22, 2000, 15。

(153) たとえば、森信・前掲注2・税研90号44頁。なお、連結納税

制度の適用要件として、持株要件をみたすすべての法人が一律に参加することを必要とすると、加入・離脱にかかる問題は減少する。

(154) 増井良啓「租税属性の法人間移転」法学協会雑誌113巻3号407頁(1996)。

(155) 最判昭和43年5月2日民集22巻5号1067頁。評釈については、金子宏・水野忠恒・中里実編『租税判断例百選(第3版)』90頁(1992木村弘之亮執筆)およびそこに掲げられた文献。さらに参照、成道秀雄「合併における課税上の問題点」日税研論集35号186頁(1996)。

(156) Michelsen, *supra* note 93, 38.

(157) 現行法について、Howard E. Abrams and Richard L. Doernberg, *Federal Corporate Taxation*, 269 (1998 Fourth Edition)。歴史について、Boris I. Bittker and James S. Eustice, *Federal Income Taxation of Corporations and Shareholders*, 16.02 (1987, Fifth Edition)。初期の研究として、須貝脩一「米国法における純損失の承継(1)」税法学168号1頁(1965)がある。

(158) 現在の規定は、体系的というにはほど遠い。水野忠恒「企業の組織変更と税制」租税法研究25号12頁(1997)も、日本の企業組織の変更に関する税制が、米国のように全体の統一性を考えたものではなく、いわばパッチワークとなっていると評価している。

(159) たとえば、吸収分割と欠損補填について、武田昌輔「事例研究第74回」税研92号58頁(2000)のような問題が生じている。合併や営業譲渡の場合についても、同様の論点がある。どの範囲で欠損金の控除を認めるべきかにつき、制度整備が必要である。

(160) 込山芳行「吸収合併の本質と縁越欠損金の処理」奥島孝康他編『社団と証券の法理』505頁(1999)は、被合併会社の縁越欠損金引き継ぎの可能性を模索する。G型組織変更については、加藤哲夫『アメリカにおける欠損金の引継ぎにみる会社更生の理念——倒産処理法と税法の一接点として——鈴木重勝他編『民事訴訟法学の新たな展開・中村英郎教授古希祝賀上巻』585頁(1996)。

(161) 税調中期答申・前掲注143・第2二1 (5) ①「会社分割に係る税制」においても、諸勘定項目の引き継ぎの論点は、明示されていない。

(162) 増井・前掲注136・984頁。より詳細には、井上・前掲注73・102頁。1999年の確定規則については、Richard F. Yates et al., Final SRLY/Consolidated Section 382 Regs. Remove SRLY Limitation for Most Groups as of 1999, 91 Journal of Taxation 325 (1999)。

(163) William F. Huber et al., Consolidated Return Temp. Regs Modernize SRLY Treatment for Creditors and Create OFL Problems, 89 Journal of Taxation 12 (1998)。

(164) 井上・前掲注73・162頁、Thierry-Hervé Nicolas, France, *supra* note 86, at 465。

(165) 井上・前掲注73・168頁、Peter H.J. Essers, Netherlands, *supra* note 86, at 671。

(166) 木下・前掲注77・81頁、Manfred Orth, *supra* note 86, at 495。

(167) 井上・前掲注73・288頁、日本租税研究協会・前掲注134・97

頁、森信・前掲注2・租税90号45頁。税調中期答申・前掲注143も、「例えば、欠損法人の買取りによる租税回避行為に対応するためにも、アメリカやフランスと同様に、連結グループ加入前の縁越欠損金については、制限が必要ではないか」としている。

(168) 米国の規則Regulation 1.1502.21- (c) (1) (iii) Example 1を若干修正した。さらに、矢内・柳・前掲注(134)、136頁。

(169) Dubroff et al., *supra* note 109, at 42.02[1][d]。ただし、この著者たちは、結論としてSRLYルールの存続が妥当であるとする。

(170) 税調中期答申・前掲注143。

(171) 日本租税研究協会・前掲注134・57頁。

(172) Dubroff et al., *supra* note 109, 42-28。

(173) 税調中期答申・前掲注143。

(174) 行為計算否認規定を拡充することの問題点については、増井良啓「会社間取引と法人税法(5)」法学協会雑誌108巻9号1394頁(1991)。

(175) この例については、Dubroff et al. *supra* note 109, at 42-35。

(176) 結合企業課税におけるこれらの条文の機能については、増井・前掲注136・944頁以下で論じた。269条については、岸田雅雄『結合企業会計の法的規制』175頁(1984)。さらに、384条は、欠損会社が黒字会社を買い取る場合について、いわゆるpreacquisition lossの控除を制限している。

(177) この点については、日税研論集に掲載予定の「純損失」という論文で論ずる予定である。完全還付との比較を含めた一般的な枠組みについては、増井・前掲注154。

(178) Doernberg and Abrams, *supra* note 157, 271は、租税目的の買い取りが非効率であることが明らかだとは全くいえないにもかかわらず、米国議会は1954年以降純損失の買い取り(trafficking)を問題とみて対策を講じてきた、と述べている。各法人ごとに課税単位をおくことや各事業年度ごとに課税年度を分断することは課税の中立性に反すると指摘するものとして、中里実「法人課税の時間(クロノトボス)——法人間取引における課税の中立性——」杉原泰雄教授退官記念論文集『主権と自由の現代的課題』361頁(1994)。

(179) この点が集約して問題となったのが、米国のsafe harbor leasingの制度についてである。これについては、増井・前掲注154・406頁。さらに、岡村忠生「タックス・シェルターの構造とその規制」法学論叢136巻4・5・6号311頁(1995)。

(180) なお、この点について、American Law Institute, Federal Income Tax Project, Subchapter C, Proposals on Corporate Acquisitions and Distributions 208 (1982)は、買い取り目的の取引はよくない、実際に損失を被った者以外が損失を控除できるのは「たなぼた」だ、損失の利用は事業単位で行うべきだ、国が補助金を与えることになってしまふ、事業取引をゆがめる、といった理由を検討している。

(181) この分野においても、金子宏「無償取引と法人税」『所得課税の法と政策』362頁(1996、初出1983)が指摘するように、租税立法の遅れは、結局、租税法の研究の遅れに帰せられる。